

いじめ防止基本方針

香川県立高松商業高等学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本基本方針は、生徒の尊厳を保持する目的の下、学校、地域住民、家庭その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するものである。

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われないようにしなければならない。

本校の教育方針には「自然を愛し、他人を思いやる心を養い、社会の一員としての豊かな道徳性を育てる」とある。その方針の共通理解の下、教職員は、全校生徒がいじめを行わず、かついじめを認識しながら放置することがないようにしなければならない。また、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為であることを、全校生徒が十分理解できるように取り組まなければならない。さらに、いじめを受けた生徒の生命、心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することをめざすものとする。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的、形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

3 校内組織(いじめ問題等対策委員会)

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめ問題等対策委員会を設ける。本委員会は、いじめの未然防止や事態を認知した場合に、速やかに対処するものとする。

4 いじめの未然防止のための取組

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうることを十分理解させるとともに、社会性のある大人への育みを図り、心の通う対人関係を構築し、いじめを生まない土壌をつくる取り組みを行っていくものとする。

このため、学校の教育活動全体を通じ、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め合える態度、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが必要である。また、い

じめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点も必要である。加えて、すべての生徒が安心でき、自己有用感や充実感が感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、これらに加え、いじめの問題への取組の重要性について、地域、家庭と一体となって取組みを推進するための普及啓発が必要である。

5 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、教職員に関わらず、周りのすべての大人が連携し合い、生徒の些細な変化に気付く力を高めることが重要である。いじめは、目に付きにくい時間や場所で行われることが多く、気付にくいものである。どんな些細な行動や言動でも兆候が見られたら、いじめではないかと疑いを持ち、早い段階からその芽を摘むことが大切である。年間2回（7、12月）のアンケート調査を実施するなどして、日頃から生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、地域、家庭と連携して生徒を見守ることが重要である。

6 いじめへの対処

いじめがあることが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認し、指導を行う等、組織的な対応を図る。また、当該生徒の家庭や教育委員会へ連絡の上、関係機関との連携が必要と感じられた事案については、校長の判断で連絡を取る。

教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の仕方について、職員会議等を通じて理解を深めておく。さらに、生徒の情報共有を図り、常に全職員で関われるよう、いじめ対策マニュアルを持つ。その中で危険性が感じられたら、いじめ問題等対策委員会は教科担当者会等の招集も行うものとする。

7 地域や家庭との連携について

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と地域、家庭との連携が必要である。例えば、PTA や地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設ける。

8 関係機関との連携

いじめ問題への対応においては、いじめる生徒に対して指導を行っているにも関わらず、その指導が十分な効果を上げていない場合は、校長の判断の下、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局）との適切な連携を行うようにする。そのため、平素から学校や関係機関との担当者で連携しておく必要がある。

9 その他

本方針は、本校のホームページへの掲載により、保護者や地域住民が本方針の内容を確認できるようにするとともに、その内容を、入学時・各年度の開始時に生徒・保護者・各関係機関等に説明する。また、毎年度末には、本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、評価結果を踏まえて、学校におけるいじめ防止等のための改善を図る。